社会福祉施設における苦情解決体制整備状況の巡回訪問実施要領

## 1 目的

福祉サービスの事業所を訪問し、社会福祉事業の経営者における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、苦情解決体制の整備状況等を調査し、必要に応じて指導や助言を行う。

- 2 実施時期及び対象社会福祉施設等
  - (1) 実施時期 令和7年11月~12月
  - (2) 対象社会福祉施設 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する施設(団体)
  - (3) 訪問実施施設数 4ヶ所程度(応募多数の場合は抽選)

## 3 調査内容

各社会福祉施設における苦情解決の体制づくりや運営等について必要な助言を行う。(訪問の所要時間は1時間程度です)

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 令和7年6月2日(月)~7月31日(木)
  - (2) 下記のリンク、または QR コードからお申込みください。 山梨県社会福祉協議会ホームページのトップページ→新着情報→巡回 訪問先募集からも申込フォームにアクセスできます。

https://forms.gle/QfBsQsnMxn3aeYk39

